

## 修繕仕様書

- 1 修繕名 千葉市中央消防署蘇我出張所他11か所照明LED化修繕
- 2 修繕場所 千葉市中央区今井3-30-2他11か所
- 3 修繕期間 契約締結の翌日から令和9年3月26日まで
- 4 修繕概要 本修繕は、千葉市中央消防署蘇我出張所他11施設の照明設備をLED化するものである。
- 5 一般事項
  - (1) 受注者は、本修繕の履行に当たり、日本国の法令を順守し、本仕様書及び設計図面に定められた項目を確実に履行すること。
  - (2) 本仕様書に明記無き事項は、原則として下記による。
    - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(機械・電気設備工事編)(令和7年版)
    - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(機械・電気設備工事編)(令和7年版)
    - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」(機械・電気設備工事編)(令和7年版)
  - (3) 受注者は、業務の実施にあたって、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その旨を速やかに発注者に報告する。なお、発注者の責任に帰する場合のほかは、受注者がその賠償の責任を負う。
  - (4) 本市では、千葉市環境マネジメントシステム(C-EMS)を運用し、省資源・省エネルギーの推進、3R(発生抑制、再使用、再生利用)活動の推進及びグリーン購入の推進等、環境負荷の軽減に関する取組みを行っていることから、本修繕の履行においても、可能な範囲で、環境に配慮して作業を実施すること。
  - (5) 本仕様書及び契約書に定めがない事項のうち、本修繕を行うにあたり必要と思われる事項については受注者の責任で行なうものとし、それ以外は発注者と受注者と協議の上定めるものとする。
  - (6) 修繕期間中の安全管理には十分注意すること。
  - (7) 本修繕の履行にあたり、施設運営上支障のないよう、施設のスケジュール・要望等を確認し、綿密な施工計画により工程管理を行うこと。
  - (8) 発生材は場外搬出適切処分とする。
  - (9) 本修繕の履行に必要な電気及び水は既存施設のものを無償にて利用できるものとする。

る。

- (10) 本修繕の履行に必要となる官公署その他の関係機関への届出等を行うこと。それらに要する費用、検査立会費用等も受注者の負担とする。
- (11) 本修繕の履行にあたり、下記書類を市担当者に提出すること。
  - ・施工計画書（緊急連絡体制、施工方法、停電作業手順書、使用材料の規格、産廃処分方法(運搬・処理委託先等)が分かる書類)
  - ・施工写真（完成後に確認が困難な隠蔽部や施工の過程が分かるもの。施工前、施工後）
  - ・発生材が適切に処分されたことが分かる書類（マニフェストの写し、搬出時写真、処分場搬入時写真等）
  - ・試験成績書
  - ・修繕完了後に必要となる書類（取扱説明書、完成図面等）
  - ・その他、市担当者の指示による書類

## 6 特記事項

- (1) 別紙「参考図面」は各施設の竣工図等を基に作成しており、竣工後に実施した設備の改修等により現況と異なる場合があるので留意すること。
- (2) 本修繕の契約締結後、各施設の現地確認を必ず行ったうえで施工計画書を作成すること。
- (3) 本修繕の対象は、原則として別紙「器具内訳書」に記載の照明設備とする。
- (4) 照明器具の指示に必要なアンカーボルトは既設再使用とすること。既設アンカーボルトがない場合は、落下防止措置を施したうえで、天井下地材より支持すること。
- (5) ケーブルはすべて既設再使用とすること。
- (6) 別紙「器具内訳書」の参考型番に「LEDランプ」と記載のあるものはランプ交換とし、それ以外のは器具交換とすること。
- (7) 機器の選定にあっては、公共型番及び国内メーカー品を優先すること。
- (8) 停電を伴う作業を行う場合は、施設管理者と日時を調整すること。
- (9) 作業時間は日中とし、詳細は施設管理者と協議のうえ決定すること。
- (10) 詳細な作業日程は施設管理者と協議のうえ決定すること。
- (11) 修繕完了後には必要な試験を行うこと。
- (12) その他、本修繕に必要な費用（搬出入費、処分費等）も受注者の負担とする。
- (13) 照明器具の安定器はP C B混入がないことの確認を行い、報告書を提出すること。  
P C Bの混入が認められた際は、施設管理者と協議し適正に保管および引き渡しを行うこと。
- (14) 契約事務担当課及び施設管理者と事前に十分な打ち合わせを行い、支障となる物品等の移動の要望ならびに作業の周知依頼を早めに行うこと。
- (15) その他指示なき事項は施設管理者及び発注担当課と協議の上、決定すること。

## 7 添付資料

- (1) 対象施設一覧
- (2) 器具内訳書
- (3) 参考図面